



オンラインゲームで高額請求

スマートフォンやタブレット型端末、ゲーム機等で子どもがオンラインゲームを利用し、有料のアイテムを購入して高額請求されたという相談が増えています。

■相談事例

◎事例1

クレジット会社から10万円超の請求があり、小学生の子どもがスマートフォンでゲームのアイテムを複数購入していたと判明。一度だけ、夫のカードで安いアイテムを買ったことがあり、その情報で利用出来たようだ。ゲーム会社は年齢制限を設け、16歳未満は1ヶ月の利用限度額を5千円に設定しているはず。払いたくない。

◎事例2

6歳の子どもがスマートフォンの公式サイトを利用していたが、携帯会社から高額料金が発生していると連絡が来た。子どもが課金されると知らずに、アイテムを購入していたらしい。料金が掛かることは、子どもには理解出来ない。支払わなければならないか。

■消費者相談室の対応

二つの事例共、ゲーム会社が未成年者契約の取り消しに応じ、請求が取り消されました。未成年者が親権者など法定代理人の同意無しに小遣いの範囲を超えた契約をした場合、原則として取り消しが出来ます。ただし、同意の有無や自身の年齢を偽ると取り消しが認められない場合もあります。ゲーム会社は状況を調査し、未成年者契約の取り消しに応じますが、全てではありません。

* * * * *

◆アドバイス

▼ゲームに関する相談は、低年齢化しています。有料のアイテムを買うと実際に料金が発生することを教えましょう。

▼いったん入力したカード情報が、そのまま利用出来る場合があります。ゲームの料金体系や決済方法を理解しておきましょう。

▼ゲーム会社は年齢制限や利用限度額、親の同意欄などを設けていますが、子どもがそれを偽って行うこともあります。遊び方やルールを家庭内で話し合しましょう。

▼クレジットカードは、名義人本人がカード本体や情報を管理する責務を負っています。カードの管理に十分注意し、クレジットカードの仕組み等を教えることも大切です。